

## 賞与引当金の見直しについて

## 1. 変更の理由

現在、賞与引当金は期末手当と勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額を計上している。

このことについて、費用収益対応の原則から当該支払いに係る法定福祉費についても賞与引当金へ計上するため、「町田市会計基準」を一部改正する。

## 2. 変更の内容

## ①変更後の会計処理

賞与引当金に法定福利費を含める。

## ②改正時期

2018年4月1日から施行し、2017年度決算から計上する。

## 3. 基準の改正

\_\_部分は改正部分

町田市会計基準新旧対照表

計上箇所	改正後	改正前
第2章 貸借対照表 4 負債項目 (1) 流動負債 ⑤賞与引当金	⑤「町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月1日条例第34号）」によって職員に支給される期末手当及び「町田市職員勤勉手当支給規則（昭和33年2月1日規則第1号）」によって職員に支給される勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額及び法定福利費が該当する。	⑤「町田市職員の期末手当に関する条例（昭和33年7月1日条例第34号）」によって職員に支給される期末手当及び「町田市職員勤勉手当支給規則（昭和33年2月1日規則第1号）」によって職員に支給される勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額が該当する。